

令和 3 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月定例会
(2 月 2 4 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 24 日（水）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（13 番 中野正剛君、14 番 杉原祥浩君）	3
会期の決定	3
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 1 号（質疑・討論）	6
議案第 1 号（採決）	6
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	6
議案第 2 号（質疑・討論）	12
5 番 角井英明君 質疑	13
杉山建設推進室長 答弁	13
5 番 角井英明君 再質疑	14
杉山建設推進室長 答弁	14
6 番 西澤伸明君 質疑	14
杉山建設推進室長 答弁	14
中江総務課長 答弁	15
6 番 西澤伸明君 再質疑	15
杉山建設推進室長 答弁	16
6 番 西澤伸明君 再々質疑	16
杉山建設推進室長 答弁	16
5 番 角井英明君 反対討論	16

6 番	西澤伸明君	反対討論	17
2 番	獅山向洋君	反対討論	18
	議案第 2 号 (採決)		19
	議案第 3 号上程 (管理者提案説明)		19
	議案第 3 号 (質疑・討論)		20
6 番	西澤伸明君	質疑	20
	中江総務課長	答弁	21
6 番	西澤伸明君	再質疑	21
	中江総務課長	答弁	21
6 番	西澤伸明君	再々質疑	21
	中江総務課長	答弁	22
6 番	西澤伸明君	反対討論	22
2 番	獅山向洋君	反対討論	22
	議案第 3 号 (採決)		23
	議案第 4 号上程 (管理者提案説明)		24
	議案第 4 号 (質疑・討論)		24
	議案第 4 号 (採決)		24
	議案第 5 号上程 (管理者提案説明)		25
	議案第 5 号 (質疑・討論)		26
	議案第 5 号 (採決)		26
	一般質問		26
15 番	伊藤容子さん	質問	27
	現在の新しいごみ処理施設計画は、建設候補地決定時の選定条件と大きく異なる状況もでてきている。建設候補地選定時の前提条件と異なる事は何か		27
	新ごみ処理施設の新アクセス道路建設(彦根市事業)における、当組合の建設費用負担への見解は		28
	杉山建設推進室長	答弁	28
15 番	伊藤容子さん	再質問	28
	杉山建設推進室長	答弁	29
15 番	伊藤容子さん	再々質問	29
	杉山建設推進室長	答弁	29

5 番	角井英明君	質問	29
	新ごみ処理施設計画での彦根市の市道について		29
	各市町の「一般廃棄物処理基本計画」を今年度には統一すると聞いて		
	いるが進捗状況は		29
杉山建設推進室長	答弁		30
5 番	角井英明君	再質問	32
杉山建設推進室長	答弁		32
5 番	角井英明君	再々質問	33
杉山建設推進室長	答弁		33
6 番	西澤伸明君	質問	33
	彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に関わる環境影響評価方		
	法書および本事業計画について「彦根市が整備する市道について」		33
	彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に関わる環境影響評価方		
	法書および本事業計画について「地域特性(6-42)について」		34
	彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に関わる環境影響評価方		
	法書および本事業計画について「畑明郎氏(元大阪市立大学大学院教授)		
	の意見書による指摘について」		34
杉山建設推進室長	答弁		35
6 番	西澤伸明君	再質問	39
杉山建設推進室長	答弁		40
6 番	西澤伸明君	再々質問	42
杉山建設推進室長	答弁		42
2 番	獅山向洋君	質問	43
	新ごみ処理施設建設候補地の決定については、西清崎、原、下西川		
	および竹原の4候補地のうち西清崎のトータルコストが最も低廉であ		
	るとの理由で広域行政組合管理者会が西清崎地区を選定し広域議会が		
	それを承認した経過がある。しかしながら、その後の経過によりト		
	ータルコストが最も低廉との前提が崩れる可能性が強くなり、西清崎地		
	区の地盤改良費および周辺整備費は他の候補地と比べて最も高額にな		
	るのではないかと考えられる		43
杉山建設推進室長	答弁		44
2 番	獅山向洋君	再質問	46
杉山建設推進室長	答弁		47

大久保管理者	答弁	48
2番 獅山向洋君	再々質問	48
杉山建設推進室長	答弁	48
大久保管理者	答弁	49
閉会		49

付録

全員協議会（令和3年2月24日）	50
------------------	-------	----

2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

令和3年2月24日（水）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号上程
- 第4 議案第2号上程
- 第5 議案第3号上程
- 第6 議案第4号上程
- 第7 議案第5号上程
- 第8 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号
令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正
予算(第3号)
- 日程第4 議案第2号
令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第5 議案第3号
彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正す
る条例案
- 日程第6 議案第4号
彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条
例を廃止する条例案
- 日程第7 議案第5号
彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管
理に関する条例案
- 日程第8 一般質問

会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	黒澤	茂樹君
2番	獅山	向洋君	12番	澤田	源宏君
3番	竹内	薫君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	角井	英明君	15番	伊藤	容子さん
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	川岸	真喜君	17番	伊谷	正昭君
8番	西澤	清正君	18番	竹中	秀夫君
9番	北川	元気君	19番	馬場	和子さん
10番	赤井	康彦君			

会議に欠席した議員（0名）

議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	事務局副主幹	高橋	大
事務局次長	中江	淳展	書記	荒木	潤

会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴君	事務局長	神細工	信二君
副管理者	山田	静男君	総務課長	中江	淳展君
副管理者	有村	国知君	総務課長補佐	高橋	大君
副管理者	伊藤	定勉君	中山投棄場長	山本	登君
副管理者	野瀬	喜久男君	建設推進室長	杉山	暢基君
副管理者	久保	久良君	建設推進室主幹	宮川	伸夫君
会計管理者	辻	宏育君			

会議に欠席した説明員（0名）

午後 2 時 00 分開会

○議長（馬場和子さん） それでは、ただいまから令和 3 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 3 年 2 月定例会は、成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（馬場和子さん） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、13 番 中野正剛議員、14 番 杉原祥浩議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第 3、議案第 1 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といた

します。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（馬場和子さん） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 1 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

補正前予算総額 5 億 4,653 万 4 千円に対しまして、歳入歳出それぞれ 2,895 万円を減額し、予算総額を 5 億 1,758 万 4 千円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（馬場和子さん） それでは、事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第 1 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明させていただきます。令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算書をご参照ください。

まず、1 ページについてでございますが、提出議案でございます。第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,895 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,758 万 4 千円とするもの。また、同条第 2 項では、予算補正の款項の区分および金額につい

て第1表 歳入歳出予算補正によることを定めるものとさせていただきます。

2 ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金を補正前の4億6,771万6千円から2,321万7千円を減額し、4億4,449万9千円とするものであります。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、補正前の4,086万9千円から396万9千円を減額し3,690万円とするものであります。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、補正前の2,239万2千円から176万4千円を減額し2,062万8千円とするものであります。したがって、歳入合計としましては、補正前の5億4,653万4千円から2,895万円を減額し5億1,758万4千円とするものであります。

続いて、3ページの歳出でございますが、第1款 議会費、第1項 議会費は、補正前の42万3千円から13万4千円を減額し28万9千円とするもの。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費は、補正前の1億6,021万5千円から103万2千円を減額し1億5,918万3千円とするもの。同じく第2項 保健衛生費は、補正前の3,746万7千円から228万円を減額し3,518万7千円とするもの。同じく、第3項 清掃費は、補正前の3億4,742万9千円から2,550万4千円を減額し3億2,192万5千円とするものとさせていただきます。したがって、歳出合計としましては、

歳入合計同様に補正前の5億4,653万4千円から2,895万円を減額し、5億1,758万4千円とするものであります。

次に、歳入、歳出の詳細な内容につきましては、5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を用いて説明いたします。先に歳出から説明させていただきますので、補正予算書の10ページをお開きください。

3 歳出、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、臨時会や全員協議会および議会運営代表者会議の開催数が予定より少なくなる等の理由により、ご出席いただく議員への費用弁償としての旅費について13万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、11ページ第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、職員手当等ならびに共済費については職員の各種手当と共済費を実績と今後の見通しに基づき精査したことによる減額。委託料については、職員の健康診断やストレスチェックの受診実績により精査したこと等による減額。使用料及び賃借料については、コピー・ファクス複合機リースの更新のための入札執行により、執行残が生ずることによる減額により一般管理費全体で103万2千円の減額の補正をお願いするものであります。

次に、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、紫雲苑において、需用費は火葬用の白灯油の燃料費について実績値を基に精

査しましたこと。また、委託料については、臨時火葬業務の委託料を実績に基づき精査したことや消防設備保守点検等の委託業務で入札執行に伴う予算執行残が生じたことで、斎場管理費全体で 228 万円の減額の補正をお願いするものであります。

次に、第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場において、需用費については、中山と日夏の浸出水処理施設に必要な薬品等の消耗品費や施設の電気水道の光熱水費を実績を基に精査したこと。修繕料については、入札結果により執行残が生じたことによる減額。委託料においては、各種委託業務の入札等による予算執行残が生じたことによる減額。工事請負費は、中山投棄場閉鎖対策工事の入札執行により執行残が生じたことによる減額により投棄場管理費全体で 950 万 2 千円の減額の補正をお願いするものであります。

続きまして、12 ページ、同じく第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 2 目 塵芥焼却場費は、委託料と工事請負費において、入札による執行残が生じたため、負担金、補助及び交付金において、新型コロナウイルス予防対策のために県外での研修受講を見送ったことで、それぞれ減額となり塵芥焼却場費全体で 1,600 万 2 千円の減額の補正をお願いするものであります。したがって、第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費全体では 2,550 万 4 千円の減

額補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入のご説明をいたしますので、お戻りいただきまして補正予算書の 7 ページをお開き願います。2 歳入におきまして、第 1 款 分担金及び負担金、第 2 項 負担金、第 1 目 負担金は、歳入のところでご説明しました議会費ならびに衛生費の減にあわせまして、構成市町の運営費負担金について 2,321 万 7 千円の減額をお願いするもので、構成市町別の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。第 2 款 使用料及び手数料、第 1 項 使用料、第 1 目 衛生使用料は、当初見込みより紫雲苑の利用者が少なかったため、斎場使用料について減額し 396 万 9 千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、9 ページをご覧ください。第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 衛生費国庫補助金は、補助対象となる新ごみ処理施設に係る事業費の見通しが立ったため、国からの循環型社会形成推進交付金の額が確定することに伴いまして、176 万 4 千円の減額の補正をお願いするものであります。

なお、13 ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

以上が令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)についてのご説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(馬場和子さん) これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。

以上で議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場和子さん) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(馬場和子さん) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算

○議長(馬場和子さん) 次に、日程第4、議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般

会計予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(馬場和子さん) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) 議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合職員一般会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億6,065万9千円とするもので、中山投棄場において令和2年度から実施しています閉鎖対策工事費を計上するとともに、新ごみ処理施設整備事業につきましては、環境影響評価業務等に係る経費を引き続き計上することに併せて用地造成等に係る実施設計業務を新たに計上したことなどにより、前年度と比べ1億1,597万3千円の増額となりました。

予算の詳細につきましては、この後、事務局から説明させますが、主なものとしましては、まず、歳入面では各種事業に合わせた構成市町の負担金や利用実績等を反映させた施設使用料および国の補助事業に係る循環型社会形成推進交付金を計上するほか、前年度から増加する予算に対応するため各種基金からの繰り入れについて予算計上いたしました。

歳出面では、紫雲苑、中山投棄場および日夏投棄場の各施設の適切な運営および維持管理に必要な経費を予算計上しておりますが、紫雲苑に

においては、経年による火葬炉設備の修繕経費と休日等火葬業務の委託料を計上いたしました。

中山投棄場および日夏投棄場に係る投棄場管理費においては、中山投棄場の閉鎖に係る対策工事費を計上し、また、日夏投棄場においては浸出水処理施設の撤去に係る工事調査、実施設計業務を新たに計上いたしました。

また、新たに塵芥処理費として、東近江市小八木町で稼働する一般廃棄物中継施設において、県外民間業者の処分場に廃棄物を搬出し処分するための経費など、施設の管理運営に必要な経費について予算計上させていただきました。

新ごみ処理建設事業に係る塵芥焼却場費につきましては、前年度から継続して取り組む環境影響評価業務および施設整備・造成等基本設計業務に係る経費を引き続き計上するとともに、施設整備・造成等基本設計業務を受けて実施する造成等実施設計業務を新たに計上させていただきました。

以上が、新年度予算の概要であります。非常に厳しい財政状況ではございますが、当組合の運営につきましては、各構成市町の財政状況や財政健全化に向けた取り組み等を十分に踏まえながら、引き続き圏域住民へのサービス向上に努めてまいります。どうかよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 続いて事務局からの詳細な説明を求めます。総

務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算についてご説明させていただきます。

令和3年度(2021年度)一般会計予算書の1ページをお開き願います。提出議案でございまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億6,065万9千円と定めるものでございます。新年度予算に計上いたしました主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたしますので5ページ、6ページをご覧ください。歳入、歳出の総括でございまして。

続きまして7ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。まず、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金5億1,504万円は、組合の運営管理費を構成団体にご負担願うものでございます。負担方法は、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分については均等割20%、人口割80%の割合で、また、中継施設管理分については均等割19%、人口割40%、利用割41%の割合で、人口割は平成27年の国勢調査人口で、また利用割は構成市町の令和元年10月から令和2年9月までの排出量で按分した金額で計算しております。内訳は、説明欄に記載のとおりであります。前年度に比べまして4,344万6千円の増額となります。

続きまして、8ページをお開き願います。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 衛生使用料で、第1節 斎場使用料 3,622万4千円は、紫雲苑の使用料で前年度の実績に基づき積算した結果、前年度より278万1千円の減額となっております。

第2節 中継基地使用料 393万円は、令和3年4月から稼働予定の一般廃棄物中継施設の使用料を新たに計上したものです。これについては、中山投棄場中継施設と新たに加わる愛荘町の過去の実績を基に積算しております。なお、予算書には記載されておりませんが前年度まで計上していた中山投棄場中継施設の投棄場使用料は皆減となりました。

9ページをご覧ください。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金でございます。第1節 清掃費補助金 7,088万4千円は、国の循環型社会形成推進交付金の対象となる新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務、施設整備・造成等基本設計業務、造成等実施設計業務について、補助率3分の1で積算し予算計上いたしております。こちらは、後ほど歳出予算でご説明いたしますが、建設推進室所管の塵芥焼却場費の委託料に対応するものでございます。

10ページをお開きください。第4款 財産収入でございます。記載のとおりでございます。

11ページをご覧ください。第5款

繰入金、第1項 基金繰入金のうち第1目 財政調整基金繰入金は、新ごみ処理施設造等実施設計業務に必要な2,627万9千円のうち国からの循環社会形成推進交付金を除いた1,752万円と紫雲苑休日等火葬委託業務に必要な1,351万4千円のうち251万4千円の合計2,003万4千円を財政調整基金から取り崩し繰り入れするものです。第2目 投棄場重機・施設整備基金繰入金は、日夏投棄場の浸出水処理施設撤去工事調査・実施設計業務に必要な1,127万5千円を投棄場重機・施設整備基金から取り崩し繰り入れするものです。

12ページをお開き願います。第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございます。記載のとおりでございます。

13ページをご覧ください。第7款 諸収入でございます。それぞれ記載のとおりでございますが、令和3年4月から稼働予定の一般廃棄物中継施設において、当組合で愛荘町の粗大ごみ搬入の受付と破碎・敷きならしを受託することと、受付時に中継施設の計量器を使用することによりそれぞれ必要となる経費をいただくことを反映し、諸収入のうち第2項 受託事業収入、第1目 衛生費受託事業収入で25万2千円と第3項 雑入、第2目 雑入で91万4千円を計上しました。以上で歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出をご説明いたしますので、

14 ページをお開きください。こちらも時間の関係もございますので、主なものについて説明させていただきます。まず、第 1 款 議会費は、組合議会の運営に係る経費でございます。前年度同様に定例会 2 回、臨時会 2 回、議会運営代表者会議 4 回の開催を見込んでおります。前年度に比べ 3 千円の減額となっております。

次に 15 ページをご覧ください。第 2 款 衛生費、第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費は、17 ページにわたりますが、組合職員の給料、賃金等の人件費をはじめ、組合全般の事務的業務に係る経費でございます。予算額 1 億 5,619 万円で前年度に比べ、1,348 万 4 千円の減額となっております。内訳としては、第 1 節 報酬は、450 万 3 千円で、監査、公平、情報公開審査等の委員報酬は前年度同額ですが前年度は紫雲苑において 1 名雇用していたパートタイムの会計年度任用職員に加えて令和 3 年 4 月から稼働予定の一般廃棄物中継施設において 2 名のパートタイムの会計年度任用職員の雇用に必要な報酬を計上したため、255 万 6 千円の増額となっております。第 2 節 給料は、6,628 万 6 千円で、派遣職員 6 名、プロパー職員 8 名分の給料と会計年度任用職員として、総務課、紫雲苑、中継基地、建設推進室においてフルタイムで雇用する職員 5 名分の給料で前年度より 176 万 9 千円の減額となっております。第 3 節 職員手当等、第 4 節

共済費は、記載のとおりでございます。

続いて 16 ページをお開きください。第 8 節 旅費は、26 万円で、14 万 3 千円の増額となっております。これは、令和 3 年 4 月から稼働予定の一般廃棄物中継施設においてパートタイムで雇用する会計年度任用職員の通勤に係る費用 14 万 6 千円を新たに見込んだことなどによるものでございます。第 10 節 需用費は、74 万 4 千円で前年度より 2 万 6 千円の減額となっております。第 11 節 役務費は、34 万 1 千円で前年度より 12 万 1 千円の増額となっております。増額の主な理由は、令和 3 年度から当組合の指定金融機関である滋賀銀行豊郷支店に対して今年度まで無料であった振込手数料を支出する必要が生じたためです。第 12 節 委託料は、367 万 6 千円で、304 万 2 千円の減額となっております。内訳は説明欄のとおりでございますが、減額の主な理由は前年度には財務会計システムの更新費用を計上していたためです。第 13 節 使用料及び賃借料は、194 万 6 千円で、5 万 9 千円の増額となっております。内訳は説明欄のとおりでございますが、増額の理由は、現在の公用自動車のリース期間が満了することに伴い、将来の使用状況を鑑み普通自動車のリースを受けるためです。次に 17 ページをご覧ください。第 18 節 負担金、補助及び交付金は 370 万 9 千円で、127 万 8 千円の減額となっております。これは、令和 3 年度の各市町からの派遣

職員体制の予想に基づき退職手当金負担金が減となったためでございます。

第2目 財政調整基金積立金、第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金、第4目 斎場施設整備基金積立金は、各基金の利子を積み立てするものでございます。また、第5目 退職手当基金積立金429万8千円は、基金利子の積み立てとプロパー職員の給料を滋賀県市町退職手当組合が定めております率で積み立てするもので、前年度より78万7千円の増額となっております。

第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、火葬場紫雲苑の運営および維持管理に要する経費でございます。予算額としましては、4,989万1千円で委託料の増加等により、前年度に比べまして、全体で1,242万4千円の増額となっております。第10節 需要費は、18ページにわたりますが、主なものとして燃料費888万4千円は、火葬用燃料の灯油代、公用車ガソリン代で、前年度より39万円の減額となっております。これは、燃料単価の低下と火葬件数の減少予想を基に積算したものでございます。同じく、18ページの光熱水費727万円は、電気代および水道代で、前年度の実績値等を基に積算しました結果、12万円の増額となりました。同じく、修繕料1,275万円は、適切な維持管理を行うための修繕計画に基づき行っている火葬炉の修繕料が大部分を占めます

が、令和3年度に必要な額が前年度より多額となったため579万8千円の増額となりました。第12節 委託料は、1,901万3千円で、説明欄に記載しておりますとおり、電気工作物保安管理委託業務等14件の委託業務に係る経費でございます。そのうち、植栽帯管理委託業務は新たに計上したもので、また、令和2年度末で現在の契約が満了する休日等火葬業務委託と臨時火葬業務については、本件の受託業者が近隣斎場の火葬業務も受託していたため、必要な人員を兼務させることで安価な契約価格となっておりましたが、令和3年度には、この近隣斎場の受託が終了しているため、新たな契約を締結する際には、大幅な値上がりが見込まれること等によりまして、委託料全体で702万4千円の増額となっております。第13節 使用料及び賃借料は、40万4千円で、前年度より2万1千円の減額となっております。第17節 備品購入費は、2万円で、施設の美観維持のため生け垣用バリカンを購入しようとするもので、前年度より17万5千円の減額となっております。

続きまして、19ページをご覧ください。第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費でございます。予算額としましては1億3,053万7千円で、中山投棄場での一般廃棄物中継事業が終了するため、前年度に比べまして、全体で4,362万8千円の減

額となっております。第 10 節 需要費のうち、主なものとしては、光熱水費が 366 万 3 千円で中山投棄場と日夏投棄場の浸出水処理施設などに係る電気、水道代ですが、前年度より 14 万円の減額となりました。また、修繕料 1,098 万円は浸出水処理施設設備の修繕に必要なもので、前年度より、182 万 9 千円の減額となりました。需用費全体で前年度より 374 万 8 千円の減額となっております。第 12 節 委託料は、20 ページにわたりますが、5,253 万 7 千円を計上いたしております。説明欄に記載しておりますとおり、前年度は 22 業務を計上していましたが、令和 3 年度は中山、日夏両投棄場の浸出水処理施設の維持管理、法令と公害防止協定に基づく水質検査等の業務委託等合計 17 業務を計上しております。令和 3 年度新たに計上しているのは、中山投棄場の跡地管理委託業務と日夏投棄場の浸出水処理施設の撤去工事調査・実施設計委託業務で、委託料全体といたしましては、前年度と比べまして、8,938 万 3 千円の減額となっております。第 14 節 工事請負費は、6,265 万 6 千円を計上しており、令和 2 年度から取り組んでいる中山投棄場閉鎖対策工事に要する経費です。

次に、令和 3 年度から新たに計上します第 2 目 塵芥処理費は、東近江市小八木町で開始する一般廃棄物中継事業に要する経費でございまして、予算額としましては、1 億 413 万円とな

っております。内訳としては、第 7 節 報償費 15 万円は、中継施設建設時における地元との協定によりまして、小八木町自治会に支払う環境保全対策金でございます。第 8 節 旅費は、2 万円で、滋賀県庁での会議や研修受講等に係る交通費を見込んだものでございます。第 10 節 需用費 227 万 3 千円のうち、主なものは、職員に貸与する被服や事務用品に要する消耗品費と重機等の燃料費、電気・水道代の光熱水費や、公用車の車検費用、重機の点検整備に係る修繕費です。第 11 節 役務費は 38 万 3 千円で、主なものは、電話・ファクス・インターネットを使用することによる通信運搬費と重機と公用車の検査手数料です。第 12 節 委託料は、21 ページにわたりますが、9,728 万 3 千円を計上いたしております。説明欄に記載しておりますとおり、一般廃棄物中継施設の管理、運営に必要な 4 業務を計上しており、予算のほとんどは廃棄物を県外に搬出し処分する業務に要する経費が占めております。第 13 節 使用料及び賃借料は、128 万 6 千円で、主なものは、公用車のリース料や中継施設用地の賃借料です。第 18 節 負担金、補助及び交付金 270 万 2 千円は、県廃棄物適正管理協議会負担金と、中継基地事業に伴う廃棄物の県外搬出に伴い、受け入れ先の三重県伊賀市に対する環境保全負担金でございます。第 26 節 公課費は、3 万 3 千円で、公用ダンプ車の車検に必要な重量税・印紙代

でございます。

次に、第3目 塵芥焼却場費は、新ごみ処理施設の整備に向けた取り組みに要する経費でございます。予算額としましては、2億1,413万3千円で、新ごみ処理施設建設事業につきまして前年度から継続して取り組む環境影響評価業務および施設整備・造成等基本設計業務に加え、施設整備・造成等基本設計業務を受けて実施する造成等実施設計業務に係る経費を計上しており、前年度と比べ、5,575万2千円の増額となっております。内訳としては、第7節 報償費68万1千円は、新ごみ処理施設連絡協議会の委員報酬です。令和3年度の開催予定回数を鑑み前年度と比べ、30万3千円の増額となっております。第8節 旅費10万8千円は、新ごみ処理施設連絡協議会委員の旅費の費用弁償と建設推進室職員の研修・会議への参加に要するもので、前年度と比べ4万5千円の減額となっております。第10節 需用費36万8千円のうち主なものは、事務用品と参考図書などの消耗品費と公用自動車と先進地視察に要する燃料費で、前年度と比べ8千円の減額となっております。第11節 役務費5万7千円でございますが、新ごみ処理施設連絡協議会委員への文書送付に必要な切手代と公用自動車の保険料に要するもので、前年度と比べまして9万円の減額となっております。第12節 委託料2億1,265万2千円でございますが、新ごみ処理施設候補地

に係る環境影響評価、施設整備・造成等基本設計と造成等実施設計業務に係る経費で前年度と比べまして、1億4,498万9千円の増額となっております。続いて、22ページをお開きください。第13節 使用料及び賃借料19万6千円でございますが、公用自動車のリース料に加えて先進地視察に係る有料道路使用料に要するもので、前年度と比べまして6千円の減額となっております。

次に23ページをご覧ください。第4款 予備費につきまして、前年度と同額の100万円を計上いたしております。以降24ページから28ページまでは給与費明細書、29ページは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。

以上で、令和3年度当初予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） これより質疑を行います。質疑の通告書が2名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は5番 角井英明議員、6番 西澤伸明議員といたします。

なお、一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いします。

なお、質疑は通告書に従いまして明瞭にさせていただきますように、また、答弁される執行部の方も分かりやすい答弁をお願いいたします。

それでは、5番 角井議員。

○5番（角井英明君） 議案第2号一般会計予算についての議案質疑です。国庫補助金、循環型社会形成推進交付金が出ているんですけど、新ごみ処理施設建設計画のどういったところが循環型社会形成推進と認められて予算がついているのか教えてください。

新施設の理念・基本方針の理念3には、「資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設」とあります。「限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され」、「省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用する」。また、「住民のごみに対する意識を高めるために環境啓発施設としての役割を担う施設にする」とあります。

マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行うと基本方針にあります。焼却を最小限にすることが地球温暖化防止に貢献するし、そのことが循環型社会形成につながると考えます。欧米ではサーマルリサイクルはリサイクルとして認められていないそうです。そのことをどう考えるのか。昨年12月さすてな京都の見学報告で焼却施設と言わず熱回収施設としているのは、どういう認識なのか教えてください。

政府は、2050年までに温室効果ガス排出実績ゼロといいながら石炭火力発電をやめようとしていません。それ

どころか高効率化に向けたさまざまな技術開発でさらなる火力発電の低炭素化は期待できるとしています。世界中で行われている温室効果ガス削減、地球温暖化防止に逆行しているのではないかと考えます。新ごみ処理施設の高効率発電は循環型社会形成につながっているのか、そういう疑問がありますので、見解をお願いします。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、循環型社会形成推進基本法では、まず、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等については、できるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会として定義されています。この法律を根拠とした循環型社会形成推進交付金は、市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を整備するに当たり、循環型社会形成推進地域計画を策定し、この計画に位置付けられた施設整備に対し交付金が交付されるものとなります。交付金の対象となる施設は、マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー

回収型廃棄物処理施設となり、当該圏域の地域計画で示しているリサイクル施設および熱回収施設は、循環型社会形成推進交付金の対象として承認されているものでございます。

熱回収施設とは、現在の彦根市清掃センターのような単にごみを焼却する施設というのではなく、回収した熱を利用して発電等を行うことで、天然資源となる化石燃料の消費を抑制するものであり、新ごみ処理施設の高効率発電は、循環型社会の形成に寄与する施設となりますのでご理解願います。

○議長（馬場和子さん） 角井議員。

○5番（角井英明君） 大量生産、大量消費、大量廃棄の今の仕組みを変えていくために循環型社会を目指していくのを理解しましたが、1市4町のごみで、彦根市は廃プラを分別していますが、1市4町のごみを集めて全て燃やしてしまうと、それは循環型社会に結びつかないと思います。さすがに京都では、燃やして回収した熱で足湯ができる施設もあるそうです。今回、組合で考えているのは、環境啓発施設をつくると言われていますが、一括して集めて燃やしてしまうことは循環型社会形成推進につながらないと思いますが、もう一度見解を求めます。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど申しましたように、焼却することによりまして、電気や熱を利用していく

こととなりますので、その回収した熱等の利用によりまして、天然資源の消費を抑制していくということで、循環型の社会に寄与していく施設でありますので、ご理解願います。

○議長（馬場和子さん） 続いて、西澤伸明議員。

○6番（西澤伸明君） 議案書20ページ款2 衛生費、項3 清掃費、目2 塵芥処理費の報償費についてであります。小八木町自治会と交わした協定書の類、合意書かもしれませんが、どのような内容での合意になっているか。公的文書であり秘密にする必要のない文書です。ましてや、公開して業務に支障をきたすことはあり得ないと考えます。公平性、透明性を確保するうえでは、住民代表の議会の機関に明らかにすべきではないか、この見解をお聞かせください。

もう一つは、議案書の21ページです。新ごみ処理施設建設計画と関連をします。款2 衛生費、項3 清掃費、目3 塵芥焼却場費の委託料についてですが、環境影響評価業務それから施設整備・造成等基本計画業務そして造成等実施設計業務それぞれの内訳、積算根拠、詳細説明、そしてその資料。どのような内容での業務になっているのか。もう一つは、どこに発注する予定で組まれているのかお答えください。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題

1の要旨についてお答えします。当該報償費については、地方自治法第232条の規定により、地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものであり、その算定については、現在、中山投棄場地元自治会への環境保全対策費を基に、中山投棄場の埋立て面積に対し、一般廃棄物中継施設用地として、愛知郡広域行政組合から借用する面積で案分したものでございます。協定書については、地域住民の安全を確保し、健康を保護するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする関係諸法令を遵守するとともに、公害防止に最善の措置を講ずることにより、地域環境の保全を図ることを目的としており、公害防止対策や環境保全対策、交通安全対策のほか、搬入時間および期間、各種検査事項を盛り込み、愛知郡広域行政組合と当組合、小八木町自治会の3者により、令和2年9月28日に締結したものでございます。

○議長（馬場和子さん） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 要旨1について、お答えいたします。予算案を議会に提出するときは、地方自治法第211条第2項の規定により、政令で定める予算に関する説明書を併せて提出しなければならないと規定されており、また、政令で定める予算に関する説明書につきましては、地方自治法施行令第144条より規定され、その様式については総務省令で定められているところですので。従いまして、従来よ

りこれら規定に基づきまして、議会へは今定例会に上程させていただいております議案第2号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算および別添2として、その概要について、議員の皆様にご提出しているところですのでご理解をお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 一つ目の方ですが、既に昨年9月28日に締結となっていますが、最後の質問のところでお答えいただいております。公開されるのか、議会に提出することが必要だと考えますが、もう一度見解を求めます。

二つ目の概要は確かに配られています。しかし、私が質問した中身、そしてどこに発注する予定なのかは書かれていません。ちなみに、今日ウェブ上で検索したら、新ごみ処理施設基本計画、アセス、パシフィックに決定と出ています。20年の1月30日、既に1年前です。彦根愛知犬上広域行政組合は、新ごみ処理施設整備に係る造成等基本設計業務および環境影響評価業務の公募型プロポーザルを実施し委託候補者にパシフィックコンサルタンツ滋賀事務所を特定したとあります。これは私の見逃しかもしれませんが既にここに決まっているという理解でいいのでしょうか。再度お答えください。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 協定書は、小八木町自治会と愛知郡広域行政組合との3者によって締結しておりますことから、そのあたりは了承を得たうえで、公開するべきかどうか考えさせていただきたいと思います。

今年度予算としてあげております造成等基本設計業務および環境影響評価業務につきましては、既に契約はパシフィックコンサルタンツとしておりまして、造成等基本設計業務は令和3年9月末までの契約、環境影響評価業務は令和5年9月末までの契約となりまして、債務負担行為も認めていただいている業務になりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。また、造成等実施設計業務につきましては、来年度、施設造成基本設計業務の結果を受け、実施していくものとなり、入札等により業者を決めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） この組合のスタンスについてです。小八木町との協定書を公開すべきだという立場で交渉させていただきたいと思います。それは、やはり議会が公平に進むうえで果たす役割だと思います。

もう一つ、環境影響評価をしている企業が、基本設計、実施設計も描けるという認識でよろしいんですね。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 小八

木町自治会との協定につきましては、議員おっしゃっていただいたとおり交渉を進めたいと思います。

造成の基本設計は環境影響評価をしている業者がするという事になります。これは、環境影響評価と基本設計というのは、同時に進めていくべき部分がございますので、現在は同じ業者がしておりますが、造成の実実施設計におきましては入札等で決めたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

[午後2時52分休憩]

[午後2時54分再開]

○議長（馬場和子さん） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、討論を行います。

討論の発言順位は、5番 角井議員、6番 西澤議員、2番 獅山議員の順でお願いしたいと思います。

それでは、5番角井議員。

○5番（角井英明君） 議案第2号一般会計予算に反対の立場で討論し

ます。反対の理由は、2020年度に引き続き新ごみ処理施設建設事業の環境影響評価業務に1億7,380万円、施設整備造成等基本設計業務に1,257万3千円を計上し、新たに造成等実施設計業務に2,627万9千円が計上されていることです。環境影響評価業務には、4段階あります。配慮書が終わり、今は方法書の段階です。方法書とは、環境影響評価の実施方法を記載したものです。方法書が終わると、準備書、評価書と環境影響評価が続いていきますが、市民や町民そして県知事の意見等を踏まえて、準備書で環境影響評価の結果が示されると聞いています。そうするならば、方法書の段階で造成等実施設計業務に踏み出すのは、時期尚早だと考えます。建設推進室は方法書に寄せられた15件の意見について方法書に対する意見かどうか事業者見解を示すべきかどうか精査していると報告事項でも述べています。この点でも造成等実施設計業務に踏み出すのは、時期尚早です。環境影響評価の結果が示される準備書が終わった段階でいいのではと考えます。以上、環境影響評価の結果が示されていない段階で新たに造成等実施設計業務に2,627万9千円を計上されている点で、議案第2号 一般会計予算に反対します。

○議長（馬場和子さん） 6番西澤伸明議員。

○6番（西澤伸明君） 議案第2号 令和3年度一般会計予算案に対する

反対討論を行います。反対の理由は三つあります。

一つ目は、環境影響評価の最終結論、評価も出ない段階で土地造成に係る基本設計、実施設計予算が計上されている問題を指摘します。その一つは既成事実としてなし崩し的に新ごみ処理施設広域化整備事業を進めることはさまざまな問題点、矛盾にふたをしておいてしまっていて禍根を残すこととなります。

二つ目は、それと関連してごみ問題、自然環境保全、地球温暖化防止など住民と共に考える、また、解決に向かう方向を住民と行政が共有することを妨げてしまうおそれがあります。

三つ目は、土地造成の基本設計予算を承認するという事は、新ごみ処理広域化整備事業を現地、西清崎を最終建設地に向かって大きな一歩を与えることとなります。環境影響評価はパシフィックコンサルタンツが請け負っており、土地造成の基本設計、実施設計も同社となれば事業推進の一端を担う企業が公平公正な観点で環境影響評価をできるのか深い疑問が残ります。

大きな理由の二つ目は自然環境、歴史、文化は一度失ってしまえば容易に取り戻すことができないものであります。大量のごみを24時間連続運転で燃やし続ける本事業の計画は、ごみ減量化の努力、取り組みに相反し、根本的な矛盾を抱えています。ごみ減量の取り組みで先進的な自治体はまだ

まだ少数ですが現れています。徳島県上勝町が代表的な自治体です。それら自治体の取り組みを真摯に学べば大量に燃やすことを前提とした本事業は逆行しており、根本から見直しが求められているのは確実だと思います。

理由の三つ目は、人口減少が深刻化する中での問題です。約 200 億円の事業計画のうち市道運搬道路の新設が計画され約 38 億円だと発表されたと聞いています。施設整備の約 200 億円のうに新設道路の負担金が 4 町に背負わされるコストも含まれており財政負担の面からも一度立ち止まるのが懸命な選択肢であることを強く訴えます。以上を踏まえて西清崎地先を建設候補地とした前提の令和 3 年度一般会計予算に反対するものです。

最後に議会の対応に提起しておきたいと思います。議会は住民の代表機関であります。議案の事実関係を把握することに努力しなければなりませんし、十分な検討期間が必要であります。12日に予定していた議案の説明に設けられた全員協議会が中止になりました。そういう点でも、議員が事実関係を把握する、理解する。そこにぜひ、注力をしていただきたいと申し上げて討論を終わります。

○議長（馬場和子さん） 2番獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 議案第2号に対して反対討論を行います。第3目塵芥焼却場費、新ごみ処理施設の整備

に関連する経費についてでございます。西清崎地区にごみ処理施設を持つて行くことについてはかねてから、反対しております。その一番大きな理由は、西清崎地区の候補地は、建設に不適格な土地であるということです。改めて繰り返しますが、敷地全体は浸水想定区域になっております。しかも、敷地の北西側については土砂災害危険箇所、土石流危険溪流に指定されております。さらに、敷地の東北側にも急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているわけです。しかも、この土地全体が沖積層で軟弱地盤でございます。既にボーリングをした業者もただ単に土を盛ってそれが沈むのを待つのでなく、サンドコンパクションパイル工法も考えないといけないと申しているわけで、不適格であると同時に相当多くの地盤のための経費がいると考えるわけです。しかも重ねて、今度は荒神山の山間部を通過する2,600mの市道をつくる計画になっているということでした。これを一体誰が負担するのか。彦根市が負担するのか、あるいは、1市4町で負担するのか。そのあたりもさっぱり決まっていません。先ほど、西澤議員が38億円ということをおっしゃりましたが、私は38億円という金額も知りません。一体いくらかかるのかということを確認にしないといけないと思います。そうしますと、そもそも西清崎地区に決めたのは、トータルコストが一番安いからだということをお我々は何回も聞かされて

きたのです。ところが、軟弱地盤であって、しかも2,600mもの市道を建設すると。彦根市議会での答弁は、一部分4町の皆さんにも負担していただくかのような話もございました。そうしますと、トータルコストが一番安いなんてとんでもない。トータルコストが一番高くなるんじゃないですか。そういうことを決めて、後から次から次へと増えてくるようなことが出てきているわけです。そういう観点から言いますと、2人の議員がおっしゃったように、既成事実だけ積み重ねて、最後にとんでもない負担をこの地域の住民にされてしまうんじゃないかと考えるわけです。今回の予算につきましても、言うならば、既成事実ばかり繕うという意図が見えてますから、そういう観点から私は、反対するわけがあります。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（馬場和子さん） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） ないようですので、これより採決を行います。議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場和子さん） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第2号 令和3年度(2021年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計

予算は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第5、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（馬場和子さん） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。

本議案は、彦根愛知犬上広域行政組合規約第3条に規定する共同処理する事務に、令和3年4月1日から新たに一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務を加えることから、その経費に係る関係市町の負担金の割合、併せて新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費に係る負担金の割合を規定するとともに所要の改正をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 続いて事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○**総務課長(中江淳展君)** それでは、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。議案第3号関係条例改正概要書をご覧ください。条例改正の趣旨については、令和3年4月1日から新たに一般廃棄物中継施設を設置することに伴い、組合同約第3条に規定する共同処理する事務に当該施設の設置および管理運営に関する事務を加えることから、その経費に係る関係市町の負担金の割合、併せて、新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費に係る負担金の割合を規定するとともに所要の改正を行うものです。概要書の下をご覧ください。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。今回の改正は、右側の現行条例第1条において、組合同約第12条第2項の規定に基づき、負担金の割合は均等割20%、人口割80%としておりましたが、左側の改正案では、条例第1条第1項において、組合同約第12条第2項第1号の火葬場の設置および管理運営に関する経費、同項第2号の最終処分場の設置および管理運営に関する経費、同項第3号の新しいごみ処理施設の設置に関する経費については、その負担割合は従前のおり均等割20%、人口割80%としております。そして、同条第2項において、組合同約第12条第2項第4号の新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費と同項第5号の一般廃棄物中継

施設の設置および管理運営に関する経費については、均等割15%、利用割85%とすることを定めるものです。なお、本条例の付則において負担金の割合に関する特例措置を定めており、条例第1条第2項に規定する負担金の割合は、同項の規定にかかわらず、表に記載のとおり経年的に割合を変更し、新しいごみ処理施設の稼働予定である令和11年度に最終的な割合として、均等割15%、利用割85%とすることとしております。経年的に割合を変えておりますのは、構成市町におけるごみの減量化・排出抑制の取り組みは一朝一夕に進むものではないことから、市町それぞれの取り組みの進捗に合わせて負担金の額に結びついていくよう、毎年、利用割の割合を引き上げていくこととし、一方で均等割を引き下げ、最終的に人口割は用いないこととしています。また、付則において施行期日は、規約の施行日に合わせた令和3年4月1日としております。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○**議長(馬場和子さん)** これより質疑を行います。質疑の通告書が6番西澤伸明議員から提出されておりますので、発言を許します。なお、一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いいたします。

6番 西澤伸明議員。

○**6番(西澤伸明君)** 負担割合の改定についてであります。今回の改定は、新ごみ処理施設整備事業で行われる

各種諸経費・施設建設費なども適用されるのか。施設の稼働が開始されてから適用されるのか、どの範囲で適用されるのか。これは、議案第3号に係る説明の中で書かれていますが、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（馬場和子さん） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 標題1

要旨1について、お答えいたします。この度の負担金条例の一部改正につきましては、当組合規約に定められた共同処理する事務に、令和3年4月1日から新たに一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務を加えることから、その経費に係る関係市町の負担金の割合、併せて新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費に係る負担金の割合を規定するため負担金条例の一部改正を行うものでございます。議員、ご質問の現在取り組んでおります新ごみ処理施設整備事業に係る経費につきましては、組合規約第12条第2項第3号に規定する新しいごみ処理施設の設置に関する経費に該当することから、これまで同様、均等割および人口割により、条例第1条第1項に規定する均等割20%、人口割80%で算出することとしております。なお、新しいごみ処理施設稼働後の管理運営に関する経費につきましては、本年4月1日から稼働する中継施設の管理運営に関する経費とともに、本条例第1条第2項および付則で定める負担金の割合とするものでございますので、ご理解をお願い

いたします。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 最終的に付則2で書かれている経過措置のとおり、令和11年度に均等割15%、人口割なしで、利用割85%と段階的に適用していくという理解でよろしいでしょうか。

そして、説明の中にありますように、従来は均等割20%、人口割80%としていたわけですが、中継基地ができたことから、中継基地の負担割合そして、新ごみ処理施設の負担割合について定めるものというように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（馬場和子さん） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） ただいま再質問いただきました2点につきまして、議員のおっしゃられたとおりでございます。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 以前から言っておりましたが、従来の負担割合は均等割20%に計算しますと彦根の人口で換算して彦根市の割合の1に対して各町は2。愛荘町は、1.8ぐらいになるのですが、そういう不公平が生じています。人口割、財政規模などに勘案しますと不公平が生じますことを以前から指摘をさせていただきました。この機会に均等割を10%に引き下げる。つまり15%まで引き下げるのですから、10%に引き下げる。そうしますと、ベーシックな負担はそれぞれ施設建設時などの負担を求められて

いる各4町については、その負担がまわってきます。公平にするうえでも1割の負担にして利用割を90%台にもっていくのがいい方法ではないかと思っておりますので、見解を求めます。

○議長（馬場和子さん） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 今回の負担割合を上程させていただくに当たりまして、管理者会、主管課長会議でご意見をちょうだいして決まった均等割15%でございますが、意見の中で共同で事業を行うに当たっては、ある程度構成市町が均等に費用負担いただく部分は必要という考えに至っており、それを基に検討協議を重ねた結果、最終的な均等割は15%とすることとしたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 以上で、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後3時18分休憩〕

〔午後3時19分再開〕

○議長（馬場和子さん） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、討論を行います。討論の

発言順位は、6番 西澤議員、2番 獅山議員の順でお願いしたいと思います。

それでは、6番西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 私は、反対をさせていただきます。一つは質問の中でも述べましたけども、共同事業、平等に市町が事業に臨んでいくことからすると、1対2ないしは1対1.8。そういう人口割合は、不公平が生じます。もちろん、財政力の指数それぞれに勘案しますと別の数値が出てきますけども、少なくとも人口の割合で負担の割合がどうなるかという点では、大きく負担の公平性が求められているところでもあります。15%まで順次7年8年かけて引き下がることになってその割合が、中継基地以外についても2割の負担。つまり、今度の新ごみ処理施設の負担についても均等割2割が残ります。そういう点では、周辺の4町の人口からみても負担の割合は不公平感はいなめないように思います。そういう点でも今回の改正は不十分だと、もう一歩進めるべきだということを指摘し反対討論とさせていただきます。

○議長（馬場和子さん） 続いて、2番獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 私は、この議案は反対の立場から討論いたします。まず、第一は、先ほども話に出ましたが、こんな重要な問題について、なぜ、全員協議会できっちりと説明されなかったのかということです。私は、全

員協議会があればこれについて、管理者会でどんな意見が出たかどうかそういうことをしっかりとお尋ねしようと思っていたわけです。ところが、ただ単に質問だけということだったら、してもしようがないということで、反対討論にしたわけです。そもそも、現在こういうことを決める必要があるのかということも第一にあります。これから、でき上がるまでという計算だろうと思いますが、段々15%に近づけていく。もっともらしい理由がついているが、最終15%になってしまうわけです。15%が妥当であるという、もっと正確な説明をするべきじゃないでしょうか。ただ単に、20%を15%にしたらいんじゃないかという、感覚は非常におおざっぱで地域住民のことを考えていないのかと思います。議員の皆さんももっとどんどん意見を出すべきじゃないでしょうか。自分らの将来の町の負担の問題なんですよ。それなのに、反対討論でただ2人だけということは誠に情けない話だなと私は思っております。そういう意味で、なぜ全協をやめたのか。何だか、ものは言わさんぞという感じなんですよ。それと同時に本当は、管理者会議でどういう意見が出てどういうことで、どういう決定をしたか報告されるべきじゃないですか。これは、議員の皆さんもぜひ考えていただきたい。これから200億あるいは30何億か知りませんが、我々は負担していかないといけないということを本当に住民

の立場に立って考えていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの大きな問題と比べるとこれは小さい反対の意見ですが、周辺整備費用がどれだけかかるか現在、全然分かっていないのです。分かっていないのに、こんな負担割合を決めてしまう。しかも、2,600mの市道をつくるといっているわけですから、それについての負担割合さえ現在決まっていないわけです。

そういう状態のもとでこういう1市4町それぞれの負担割合を決めてしまうということ自体、本当にいいことなのか、それをしっかりと考えていただきたいと思います。以上、私の反対の理由であります。

○議長（馬場和子さん） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場和子さん） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第6、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（馬場和子さん） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。

今回の条例廃止につきましては、平成28年度から不燃ごみの中継基地としての機能を果たしてきた中山投棄場を令和3年3月31日をもって閉鎖し、今年度に廃止した日夏投棄場も含めて公の施設として住民の利用に供することがなくなることから、その設置および管理について、必要事項を定めた条例を廃止するものです。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） それでは、事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは議案第4号 彦根愛知犬上広域行政

組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案についてご説明いたします。

今回の条例廃止については、令和3年4月1日から新たな一般廃棄物中継施設が稼働することとなり、平成28年度から不燃ごみの中継基地としての機能を果たしてきた中山投棄場は令和3年3月31日をもって閉鎖し、今年度に廃止した日夏投棄場も含めて住民の利用がなくなり、地方自治法で規定する公の施設でなくなります。こうしたことから、公の施設として住民の利用に供してきた中山投棄場および日夏投棄場の設置および管理について、必要事項を定めた本条例を廃止するものです。今後も両施設ともに住民の利用はありませんが、水処理施設などの施設の維持管理は続けていくこととなります。なお、本条例の施行日は令和3年4月1日としております。以上でご説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（馬場和子さん） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第4

号 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案は、組合規約第6条の2に規定する特別議決に該当することから当該事件に関係する市町の議会から選出されている組合議員の過半の賛成を含む全出席議員の過半数をもって決することになります。

本議案を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場和子さん） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第7、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（馬場和子さん） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、令和3年4月1日から東近江市小八木町に新たに一般廃棄物中継施設を設置することに伴い、組合規約第3条に規定する共同処理する事務に当該施設の設置および管理運営に関する事務を加えることから、当該施設の設置および管理に必要な事項を条例で定めるものです。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） それでは、事務局からの詳細な説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案についてご説明いたします。議案第5号関係新設条例概要書をご覧ください。条例制定の趣旨については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、収集および運搬される一般廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、当該一般廃棄物の積替えおよび一時保管することを目的として、一般廃棄物中継施設を設置するに当たり、地方自治法の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。第1条は、ただいま申し上げました本条例の趣旨をうたっております。第2条では、中継施設の名称と位置を定めております。名称は小八木中継基地とし、位置は東近江市小八木町19番地としております。

第3条では、当該施設を使用する際の決まり事について定めております。第4条では使用料について定めており、搬入する一般廃棄物5kgまでごとに50円としております。使用料の算定につきましては、民間事業者への不燃ごみ処理委託料と伊賀市への環境保全負担金を年間処理量で除算すると1kg当たり11円弱となり、受付窓口業務の効率性および住民の利便性等を考慮し、1kg当たり10円として5kgまでごとに50円としております。なお、この金額については、他市町の使用料と比較しても妥当であると考えています。第5条では、使用料の減免措置について定めております。第6条では損害賠償について定めております。第7条では、この条例に定めるもののほか、施設の管理運営等に必要事項は、規則で定めることとしております。また、付則において本条例の施行期日は、当該施設が稼働する令和3年4月1日としておりますが、使用の手続きや準備行為については、条例の施行前においても可能となるよう、公布の日から施行することを定めております。なお、住民への事前周知については、1市4町の広報紙や組合ホームページでお知らせするとともに、当該施設の使用については事前申請制となっており、2月末には市町の申請窓口にちらしの設置を行い、申請者に対して説明と周知を図ってまいります。

以上でご説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場和子さん） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案を原案のとおり決することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場和子さん） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午後3時35分休憩〕

〔午後3時50分再開〕

○議長（馬場和子さん） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 一般質問

○議長（馬場和子さん） 次に、日程第8、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が4名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、15番 伊藤容子議員、5番 角井英明議員、6番 西澤伸明議員、2番 獅山向洋議員とします。

なお、一括質問、一括答弁ですので、質問者は一括で質問してください。通告書に従い、簡潔明瞭に答弁者もご協力をお願いいたします。

15番 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 本日は、新ごみ処理施設整備費用について2点の質問をさせていただきます。質問の前に、候補地として決定された経緯を簡単に振り返ってみたいと思います。令和元年10月臨時議会で、建設候補地として4候補地の中から、西清崎が決定いたしました。候補地決定の際に、配布された資料として、各候補地の施設建設費以外の整備費が示されました。施設建設費以外の整備費には、用地取得や造成費・道路整備費の整備費と圏域内の運搬経費増額分の合計金額が記されており、候補地に決定された西清崎は、総額31.5億円と試算されていました。その資料には、4候補地の中でも西清崎のみが、新規の周辺道路整備費として1億円が追加して計上され、西清崎候補地については、当時においても具体的にアクセス道路の整備を試算していたと推測されます。候補地選定では、総額が最も低い西清崎が候補地と決定いたしました。費用の内訳を見ると、西清崎の用

地取得・造成費・道路整備費として24.8億円が計上され、この金額は4候補地の中で2番目に高額な整備費でした。そこに、運搬経費増額分の6.7億円を加えたトータルコストで、西清崎は31.5億円となり、候補地の中では最も低い整備費用として計上されております。このような経緯で、西清崎が候補地として決定をしました。しかし、この後、新たなアクセス道路が、令和2年10月に開催された、新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書素案に関する住民説明会において、彦根市より新たな荒神山を縦断する市道として、このアクセス道路が発表されました。この道路は、当初の前提の道路とは大きく異なります。議会としては、この候補地選定時とは異なる新たなアクセス道路の説明を、令和2年11月の臨時議会で初めて説明を受けました。その11月議会は、臨時議会であり、新たに発表された新アクセス道路についての質問ができず、今回のこの2月の定例会で初めて質問をする機会を得ております。これが、これまでの大まかな経緯です。この初めてアクセス道路について質問する機会が、今回質問をさせていただきます。

標題1、現在の新ごみ処理施設の計画は、建設候補地決定時の選定条件と大きく異なる状況も出てきています。建設候補地決定時の前提条件と異なることは何か説明を求めます。当初案より、大きく変更のあった道路だけで

なく、前回の議会で報告いただいた、地盤調査等の調査も進み、道路整備以外の新たな状況を把握されている部分もあるかと思えます。現時点での費用について、当初より変更になった部分の説明を求めます。

次に、標題 2、新アクセス道路建設費用で、当広域組合の候補地選定時に算出された道路建設費の費用以上に当組合として増額負担はあるのでしょうか。彦根市の令和 2 年 11 月定例会で彦根市は広域行政組合から、費用負担金を得られると聞き及んでいると、4 町に費用の負担をお願いするような内容の答弁がありました。当組合の 11 月臨時議会の全員協議会では、新アクセス道路建設に、当組合として新たな費用負担をするつもりはないとのお話がありましたが、彦根市の答弁に対する見解と新たな費用負担についての当組合の見解を教えてください。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題 1 の要旨についてお答えします。ごみ処理施設整備については、計画から施設稼働までに 10 年程度かかる事業となるため、計画段階での概算費用額は、実際に施設等を整備していく時点では、資材や整備費用の高騰あるいは下落により変わるものとなります。このような前提のもと、建設コストの概算総額については、造成等基本設計が完了していないこと、施設整備に係るプ

ラントメーカーへの見積設計図書の作成が来年度になることからお示しできませんが、現在も進めております造成や施設整備基本設計においては、施設整備基本計画からの大きな変更はないものと考えております。ただし、当初、アクセス道路の整備については、幹線道路から施設に至るまで最低限必要となる専用道路として当組合で整備することで考えておりましたが、候補地周辺地域住民のご要望を反映するために、彦根市でアクセス道路ともなる市道を整備いただくこととなっております。

標題 2 の要旨についてお答えします。彦根市が実施される市道整備に係る当組合としての費用負担につきましては、本年度 11 月臨時会の全員協議会でもご説明しましたとおり、新ごみ処理施設までのアクセス道路ともなる市道となることから、一部を当組合で負担すべきものであると考えております。負担額については、当初、現候補地の場合に必要となる専用道路のルート案で整備する場合の費用を、現在の工事単価に試算し直した額までと考えており、今後、費用負担について彦根市と協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） 2 番目についてですけれども、当初の道路整備計画では、8.1 億円が明示されておりますけれども、今の答弁ですと、この 8.1

億円を道路整備工事をする時点での単価に見直した金額以上の負担は考えていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員がおっしゃたように、現在の単価に直した額までということで考えております。

○議長（馬場和子さん） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 最初の答弁でありました、道路について協議を進めていくというのは、あくまでも道路整備費は、当初出した8.1億円の金額を、工事をするときの単価に直した金額のみでよろしいか。再度確認したいと思います。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 組合としましては、そのように考えておりますけども、今後、彦根市と協議をさせていただきまして、負担額については確定していくということになりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 続いて、5番角井議員。

○5番（角井英明君） 新ごみ処理施設計画での彦根市の市道についてお聞きします。環境影響評価方法書の住民説明会で、中断していた彦根市の市道が搬入路として提起されたと聞いています。広域議会より住民説明会で

の提起が先になった理由を教えてください。広域組合では、宇曾川と安食川に橋を架ける道路が提起されてきました。議員への視察でもそのような説明を受けました。しかし、県道2号線のルートは交通渋滞と安全面での心配があるという住民の声で彦根市の市道の話が出てきたという事務局の説明を聞きましたが、交通渋滞対策や安全対策はこうするから理解していただきたい、という説明をする必要があったのではないかと思います。西清崎を建設候補地にしたのが、30年間の搬入コストの安さだったのにこれでは、その前提が壊れることになってしまいます。市道の話は、どこからどの時点で話が出たのか。彦根市の市道の経過。これは、彦根市のことになるかもしれませんが、計画された時期、中断の理由、地域の声等あれば教えてください。彦根市の市道の建設費は、伊藤議員の質問であったので、割愛させていただきます。

標題2の各市町の一般廃棄物処理基本計画を今年度には統一すると聞いているが進捗状況を教えてください。1市4町の一般廃棄物処理基本計画の統一はどこまで進んでいるのか。今年度中と聞いていました。本来は、1市4町の担当者が取りまとめていくべきだと思いますが、まとめる役割をコンサルタント会社がやっています。その理由を教えてください。循環型社会形成推進という以上、4町に比

べ廃プラスチック類の分別をすすめている彦根市に合わせるべきだと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨についてお答えします。アクセス道路の整備について彦根市と協議を進めていく中で、彦根市としてこれまでの経緯等を勘案し、今回の市道整備を決定され、ルート案や決定したルートの公表についても彦根市の方針に従ってさせていただいたことから、当組合議会への報告が、初めてルートを公表された昨年10月18日の環境影響評価方法書素案に係る住民説明会以降となったものでございます。また、西清崎を建設候補地とした理由が、30年間の搬入コストの安さだったとのことですが、いまだに誤解があるようですので、改めて西清崎を候補地として決定した理由をご説明させていただきますが、候補地の再選定に当たりましては、過去の苦い経験を踏まえ、これまで組合議会でなされた議論はもとより、構成市町議会での議論や意見書でちょうだいしたご意見、各候補地周辺学区の住民の皆様を対象に開催した住民説明会や意見交換会、当圏域全体で実施した住民アンケートでちょうだいしたご意見を検証し、その結果、圏域住民の皆様が新ごみ処理施設整備に対して求めておられること、その要件を満たす候補地こそが実現可能性が最も高い候補地で

あり、今後、組合議会をはじめ圏域住民の皆様のご理解とご協力をお願いするうえで不可欠な要件であると判断しました。その判断のもとで管理者会において議論を重ね、圏域全体として収集運搬コストや生活環境の保全、生活環境との区分、利便性といった点を重視するお声が多いということ、建設用地の購入可能性や地震・水害などの災害リスクに対する技術的な対応の可能性等を検討したうえで、候補地西清崎は用地取得費、造成費、道路整備費などの初期整備費総額は少し高くなるものの、1市4町全体の収集運搬コストが最も安価と見込まれ、今日のごみ焼却施設が資源・エネルギーの保全、地球温暖化対策の観点から適正な管理のもと少なくとも30年以上利用することが求められていることから、長期的視野に立ったトータルコストが最も安価になると判断し、管理者会の総意として、彦根市清崎町地先が最も適しているという結論に至ったものでございますので、単に30年間の搬入コストが安いからという理由で決定されたものではございませんので、ご理解願います。

どこから、どの時点で当該市道整備ルートの話が出たのかということですが、現候補地に決定した令和元年10月21日以降に開催した建設候補地決定に係る住民説明会で参加者から要望されたものでございます。

市道の経過についてですが、当該計画市道は、彦根市内における円滑な道

路交通網の構築の観点から、平成 10 年に策定された彦根市道路整備プログラムに位置付けられた幹線道路であり、既に整備を終えている荒神山北側の市道大藪金田線と南側の稲村山農道を結び、彦根市を南北に縦断する計画で、県道 2 号線等に集中する交通量の分散による混雑緩和や、安全性を高める目的として計画されたものとのことです。道路整備プログラムへの位置付け以来 20 年以上が経過しておりますが、彦根市の道路整備計画としては、優先性や他事業との関連性を鑑み、順次、事業に着手しておられ、当該計画市道については、中断していたものではなく、計画を策定したものの、事業化に至ってなかったとのことです。しかしながら、今般、新ごみ処理施設の建設候補地が西清崎地区に決定し、当組合が住民説明会や周辺地域住民と協議を行う中で、彦根市の南北幹線道路である県道 2 号線や市道芹橋彦富線の混雑や安全性、さらに収集車両の増加による交通渋滞の懸念など多くのご意見をいただいたことを彦根市にお伝えしたことから、こうした地域の懸念に対応するため、交通量の分散化による混雑緩和と安全性の確保ができ、また、処理施設へのアクセス性においても最適なルートとなる計画市道について、このタイミングをもって、具体的に着手することとされたと聞き及んでいます。なお、周辺地域からは、以前から稲村山農道の市北部方面への延伸についてのご要望

をいただいております。新たな幹線市道の整備を望むお声をいただいているとこのことでございます。市道整備費に対する組合の負担手法については、まだ負担額は決まっておりますが、組合が負担することとなる金額を、人口割 80%、均等割 20%の割合で構成市町で案分し、精算していただくことを想定しております。

続いて、標題 2 の要旨についてお答えします。1 市 4 町の一般廃棄物処理基本計画につきましても、本年度、1 市 4 町の共同事業として、彦根市が中心となって策定を進められていますが、新ごみ処理施設での容器包装プラスチックの処理について、焼却して熱回収するか、あるいは分別して資源化するかの方針を決定し、当該計画に記載していただかなければなりません。昨年 9 月から 10 月にかけて 1 市 4 町の住民を対象に実施されたアンケートでは、彦根市は分別・資源化、4 町は焼却・熱回収を求める回答が多数となり、彦根市と 4 町で異なる結果となって、本年度中に方針決定を含めた計画の策定は難しいと判断されたことから、計画策定を令和 3 年度末まで 1 年延伸されるものと聞いております。また、当該計画は 1 市 4 町にわたる統一化計画であることから、市町が単独で策定することは難しいため、コンサルタント会社に策定を委託されておりますが、コンサルタント会社の役割は、計画の策定を支援するものであり、それをまとめるのは市町自身の役割で

あると伺っております。今ほど述べましたように、新施設として建設される熱回収施設において容器包装プラスチックを焼却して熱回収するか、それとも、分別して資源化するかにつきましても、それぞれにメリット・デメリットがあり、1市4町のアンケート結果においても意見が分かれていることから、このたび1市4町が会して協議する場として、各市町の職員と選出委員で構成される、ごみ分別方法統一化等検討委員会を立ち上げて検討され、処理方針を決定していかれるものと聞き及んでいます。

○議長（馬場和子さん） 角井議員。

○5番（角井英明君） 環境影響評価の配慮書では、いま出ている市道は出ていませんでした。方法書の段階で、環境影響評価書に記載されたと思うんですけど、そういう変更は、どの段階で認められるのでしょうか。そこをお聞きしたいんですけど、方法書でも、いままでの計画と違うことを出しているのか。例えば、この方法書の次は準備書なんですけど、その段階で、そういう変更をすることが許されているのか、そこらへん教えてください。はじめ質問のときに言ったんですけど、広域議会で安食川と宇曾川に橋を架けるということを、僕らも協議してきたんで、そういうふうと考えて進めてきたというのが住民説明会でも住民の皆さんに説明されてきたのか、そこもお聞きします。

ごみの分別の方法が、1市と4町は

違っているということなんですけど、先ほどの循環型社会形成推進のところで、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から変えていくことと言われたんですけど、彦根市が分別をしているのは大量廃棄をやめていくということだと考えるので、やはり循環型社会形成推進という以上、彦根市に合わせていくのが筋だと考えますけど見解をお示してください。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 計画段階配慮書の段階では、確かにルートはお示ししておりませんでした。配慮書自体が、今後、方法書以降進めていくものについて、複数案を設定してどのような形であるかというものを示すものでありまして、その時点ではルートを示しておく必要がございませんでしたし、まだ決定もされていませんでしたので、示していなかったものでございます。今後大きな変更があるような場合は、もちろん滋賀県の環境影響評価審査会がございまして、もう一度アセスをやり直さなければいけないというような場合も指摘があるかと思いますが、そのあたりは変更の箇所も示しながらということになりますので、ご理解いただきたいと思います。今のルートを示させていただいたのは10月の方法書素案に係る住民説明会が初めてということでしたので、それまでは、当初候補地選定委員会でお示しいただいてますルート

案を住民説明会では説明させていただいておりました。

また、分別の方法につきましては、各市町の所掌事務ということで、先ほど申しました、ごみ分別方法統一化等検討委員会の方で1市4町の職員と、代表の住民の方によりまして、この1市4町での統一を、どうしていくか検討いただくことになっているとお聞きしておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 角井議員。

○5番（角井英明君） いまの件ですけど、もし4町の燃やすというのに統一されたとすれば、国から補助金が出ている循環型社会形成推進交付金とそごがあるように思うんですけど、その点はどう考えておられるのでしょうか。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど申しましたように、循環型社会形成推進交付金の対象となります施設とありますが、熱回収施設、要は、焼却はしますが熱を回収して電気や熱を利用していくというような施設でございます。また、リサイクル施設、マテリアルリサイクル施設、その両方について交付金の対象となっておりますので、4町のように容器包装プラスチックを燃やすという方向になったとしても、交付金の対象にもちろんなってくるというところでござ

います。

○議長（馬場和子さん） 続いて、西澤伸明議員

○6番（西澤伸明君） 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に関する環境影響評価方法書および事業計画について質問をさせていただきます。

その一つが、彦根市が整備する市道についてであります。本議会では計画市道を主要搬入道路の選択肢の一つとしてさえも説明されていません。先ほどから、伊藤議員の質問にも角井議員の質問にも歯切れの悪い不明瞭なところだと私は思っております。そこで、これは議会軽視ではないのかと思います。また計画市道を本事業とは別物のように装って、4候補地のうちでコストが一番安いとして西清崎地先に候補地選定を誘導したのではないかと疑念を持たざるを得ません。そのように受け取られてもやむを得ないのではないかと思います。見解を求めます。

二つ目は、にもかかわらず、第2章対象事業の内容（5）対象事業の概要6）関係車両の主要走行ルート計画も方法書の中で評価対象とされております。計画市道は本事業の重要な一要素ではないのか。見解を求めます。

三つ目に、計画市道およびその周辺について大気質、振動、動植物などの分野の評価が抜けているように受け取れるが、これはなぜでしょうか。

四つ目に、選定しなかった環境要素

およびその理由の中の地形および地質では事業実施に伴う直接的な変化はないことから、環境影響評価項目として選定しないとしていますが、計画市道も対象外としたのかどうか、見解を求めます。

五つ目に、動植物の項目で計画市道の対象地および周辺を調査対象に挙げていません。しかし、計画市道の対象地および周辺は多様な各種動植物が生息すると考えられます。だから、絶滅危惧種、希少動物の生息分布の有無を調査する必要があると思われませんが、見解を求めます。

六つ目に、さらに、絶滅危惧種、希少動物の生息分布の有無の調査については環境評価とともに、これは専門的な知識、見解が必要ですので専門家、専門機関に委託が必要と考えるが、見解を求めます。

七つ目に、6-35 ページのア、イで述べているところの直接変化の程度の予測とあるが、本事業は巨大人工構造物であり、ごみ搬入車両の多さなどから決定的急激な変化であることは明らかであり、変化の程度で評価の手を緩めることは許されないと思います。この表現では、委託企業の恣意的見解が入り込む余地を残してしまうと考えるが、見解を求めるものです。

次の二つ目は、地域特性（6-42）についてです。地域特性に、昨年8月、彦根市が、ある住民訴訟で原告市民側と交わした和解条項における理念も地域特性の内容に加える必要がある

と考えます。本事業計画とその和解条項の理念が保障されるのか、彦根市当局の環境保全、観光政策の基本と矛盾はないのか、①については、管理者の見解を求めるものです。ちなみに、和解条項のところは皆さんにもお配りしているところです。昨年8月の和解です。平成27(2015)年11月に林道日夏山線隣接地で大量の樹木伐採が行われた際、市民が市を相手取り、ガードレールの設置費用は伐採者に求めるべきと市を訴えた裁判で、和解が成立し、次の和解条項が確認されたということです。（1）は省略します。その中に書かれています、控訴人の思いを理解すると記述があります。（2）（3）は省略します。（4）彦根市は彦根市民や市外からの来訪者と荒神山とを結ぶ林道荒神山線及び林道日夏山線の安全と良好な環境を保全することを彦根市の役割と認識して、これら林道の保全及び荒神山地区の環境保全を行うものとする。（5）彦根市は、彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の解釈、運用にあたっては、行為が行われる土地および周辺の土地の区域における自然的景観を維持することに努め、行為者に適切な指導を行うものとする。これは、この組合にも適用されるものと考えられます。見解を求めます。

三つ目に、皆さんのお手元にもお配りしています。議長に陳情書が出されました。これは、1月23日にグリーンピアで開かれました住民の学習会・

講演会で話をされた畑氏が意見書を提出されているものであります。この指摘について何点かお聞きします。去る2月10日、畑明郎氏が当組合と議会議長に提出された意見書で指摘されている事項の内、いくつかに対する見解を求めるものであります。一つ目、彦根市水害ハザードマップに挙げられている中の当候補地はその一つであります。土砂災害警戒区域(土石流と急傾斜地)に指定されている危険な地域であることを軽視あるいは無視した立地ではないか。

二つ目、その上、計画道路は堀切あるいはトンネル工事で、地形の変容は激変すると考えられ、土砂災害の危険は増幅するのではないかと思います。

三つ目に、組合がごみ減量化、分別回収の徹底について、イニシアティブを發揮すべきだと考えます。それは、新ごみ処理施設整備に当たって、1市4町のごみ行政の基本に関わる施設運営を担うことになるのであり、この施設運営の方針がごみ減量、プラスチックの焼却の有無、分別方式など、ほとんどの分野で構成市町のごみ行政に重大な影響を与えるものになることは明らかであります。その甚大な責任があると考えますがどうですか。この理念に照らしても、広域化のもとで候補地選定が難航してきた教訓を生かし、また地球温暖化防止の観点からも大型化ありきの本事業計画を根本から見直すべきではないかと、畑氏の意見をもとにしますと、そういう結論が

出るのではないかと思います。見解を求めます。

○議長(馬場和子さん) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題1の要旨1の①についてお答えします。昨年10月に彦根市の市道整備が示されるまでの間、住民説明会や組合議会等でご説明しておりましたアクセス道路につきましては、候補地選定委員会において、各候補地で最低限必要な施設までの専用道路となる道路整備費を候補地選定材料とすることにご検討いただいたルート案であり、施設整備基本計画では、アクセス道路については位置を示しておらず、具体的なアクセスルートは、彦根市における道路整備計画と併せて今後検討することとしております。こうしたことから、現候補地に決定して以降、彦根市とは道路整備に係る協議を重ね、その結果、アクセス道路ともなる市道整備を彦根市の道路整備事業で進められることとなったものでございます。よって、角井議員の質問でも答弁させていただきましたとおり、彦根市の道路整備事業であることから、ルート案や決定したルートの公表についても彦根市の方針に従ってさせていただいたものでございますので、ご理解願います。

②についてお答えします。方法書における議員ご指摘の関係車両の主要走行ルート計画については、当該ルートに至るまでの施設周辺幹線道路に

において住居地域への影響を評価するため、関係車両の通行による騒音や振動などの現況調査を対象とする範囲を示したものであり、当該ルートを対象としているものではございません。計画市道が本事業の重要な一要素ではないかとのことですが、アクセス道路の整備については、計画段階環境配慮書の作成段階における滋賀県担当課との事前協議において、ルートは決定していない状況ではありましたが、彦根市が市道として整備される場合、市道整備部分も当組合で環境影響評価を実施する必要があるかを確認したところ、ごみ処理施設整備事業とは別事業となるため実施する必要は、ないとの見解をいただきました。ただ、方法書では関係車両の走行ルートを示す必要があることから、議員もご確認いただいたとおり市道整備部分をルート帯で示しておりますが、市道整備部分については動植物等の調査範囲としないこととし、本年1月20日に開催された方法書に対する滋賀県環境影響評価審査会でもこのことについて、再度確認され、審査会でも当組合に環境影響評価を求めることはできないものをご判断いただいたものでございます。また、彦根市の当該ルート整備についても、道路整備の延長距離から環境影響評価の実施は必要ないものと確認されております。

③についてお答えします。先の答弁でも申しましたとおり、彦根市の市道

整備事業は当組合のごみ処理施設整備事業とは別事業となりますことから、当組合の環境影響評価の対象としていないものでございますので、ご理解願います。

④についてお答えします。先の答弁で申しましたとおり、彦根市の市道整備事業は、当組合のごみ処理施設整備事業とは別事業となりますことから、当組合の環境影響評価の対象としていないものでございます。

⑤についてお答えします。議員ご指摘のとおり、市道整備部分における動植物への影響を懸念されるご意見を滋賀県環境影響評価審査会などからもちょうだいしていることから、当組合で実施する現況調査範囲内に含まれる市道整備部分については、当組合の調査結果を彦根市に提供してまいります。また、当組合の環境影響評価での調査範囲外で、市道整備に係る部分については、彦根市でレッドデータブックを作成された際に動植物の調査にも携わられ、市内で自然観察会を実施されている環境ボランティア団体に調査協力をお願いしており、その結果を彦根市に配慮いただくべき事項として提供するとともに、情報共有に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

⑥についてお答えします。先の答弁で申しました彦根市の環境ボランティア団体には、滋賀県希少野生動植物調査監視指導員をされている方など、各分野において専門的な知識を有し

ている方がおられるほか、彦根市レッドデータブック作成時に携わられた方にも協力いただくなど、専門機関と同等の調査を実施いただけるものと考えており、当組合の現況調査期間においては、組合の委託業者と連携し、調査を進めていただくこととしておりますので、ご理解願います。

⑦についてお答えします。議員ご指摘の部分につきましては、ごみ処理施設の建設候補地における土地の改変等による調査および予測の手法を記載したものであり、市道整備部分は対象としておりませんので、ご理解願います。

要旨2の①についてお答えします。議員ご指摘の方法書の内容については、人と自然との触れ合いの活動の場として候補地周辺での地域特性を記載したものであり、ご指摘の林道については、ハイキングコースとしてご利用いただいている地域特性があることから、人と自然との触れ合いの活動の場として評価していくこととなりますので、ご理解願います。また、彦根市としても荒神山内に存在する林道については、林道としての役割やハイキングコースに利用されるなど観光面における活用、また、環境保全への配慮の必要性を認識されており、新たな計画市道は、荒神山内の林道と交差することなどが考えられますが、既存の林道が分断されることのないよう、また、安全性や良好な環境を保全し、引き続きその役割が果たされる

よう十分配慮し、道路の設計に反映されるものと聞いております。

要旨3の①についてお答えします。当初、五つの候補地に対する水害や土砂災害などの自然災害のリスクについては、候補地選定委員会でいずれの候補地も対策を講じることで施設建設は可能であると評価されています。水害につきましては、候補地選定委員会で検討された平成28年度時点での滋賀県防災情報マップでは、現候補地における200年確率の浸水想定深度は、宇曾川、愛知川ともに2～5m未満とされておりましたが、平成31年3月に宇曾川想定最大規模が更新され、2～3m未満に、愛知川想定最大規模については令和2年6月に更新され、0.5～1m未満の浸水想定区域となっております。とは言え、3mまで浸水する可能性としてはありますことから、敷地を嵩上げしたうえで、プラットフォームや電気設備など施設稼働に必要な重要設備を2階部分に設置するなど、浸水対策を講じることで浸水時においても継続した施設の稼働が可能と判断しております。また、現候補地周辺において土砂災害計画区域に指定されているエリアのうち、急傾斜地の危険エリアは候補地敷地外となりますが、土石流による危険箇所は、候補地の北西側の一部が危険箇所となっておりますことから、その部分を避けた施設配置とすることで施設稼働に影響はないものと判断しておりますので、ご理解願います。

②についてお答えします。当該計画市道につきましては、今後、地形測量や地盤の調査を行ない、予備設計として道路線形や主要構造物の検討を行なうこととされており、現時点では構造や工法については具体的に決定されておりません。しかしながら、道路の設計にあたりましては、現地調査の上、土砂災害の対策など安全性等を十分に考慮し、周辺環境への影響が最小限になるよう検討を行ない、設計に反映していくものと聞き及んでいます。

③についてお答えします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条では、市町は、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みやその一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事、分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分などを定めた一般廃棄物処理基本計画を策定することが規定されております。このことから、現在、彦根市が中心となり令和11年度からの広域化を視野に入れた1市4町の一般廃棄物処理基本計画の策定を進められており、この基本計画において広域の新たなごみ処理施設供用開始後における分別区分の統一を図られ、新たな広域のごみ処理施設では、統一された分別区分のもとに処理をしていくこととなります。また、各市町の基本計画で減量目標を厳しくされれば、施設規模もその目標に併せて縮小することも可能となりますが、過大な減量目標は、減量が進まない場合に、排出量が処理能力を上回ることに

もなり兼ねないことから、慎重にご検討いただく必要があるものと考えております。広域でごみを処理する場合は市町単独で処理する場合と比べ、一つの自治体が目標を達成できないと他市町の廃棄物行政に影響を与えることにつながり、議員ご指摘のとおり分別区分の統一やごみの減量、資源化といった各市町の廃棄物行政に影響を与えるものとなることから、各市町には、これから策定される一般廃棄物処理基本計画に沿って、確実に廃棄物の発生抑制に取り組んでいただく必要があるものと考えており、一般廃棄物の発生抑制等については1市4町それぞれの責務となりますのでご理解願います。地球温暖化防止の観点からも大型化ありきの本事業計画を根本から見直すべきとのことですが、当圏域内で発生する一般廃棄物を広域的に処理、または各市町で処理した場合のいずれにおいても当圏域における廃棄物の総量は同量であり、当然、焼却することで発生する二酸化炭素の排出量も同量ということになります。しかしながら、施設規模が日量100tに満たないような小規模な焼却施設の場合、焼却炉の連続運転が難しくなることから、焼却炉の立ち上げの際に使用する化石燃料の量が増加することとなるほか、熱回収効率も悪くなることから、それらに起因して二酸化炭素の排出量が増えることとなります。よって、地球温暖化防止の観点からは施設規模が大きい方が優位と

ということになりますので、ご理解願います。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員

○6番（西澤伸明君） 大きい1番の市道に関する件ですけれども、誰がその答弁、それから組合の見解を聞いても、これは詭弁だなというようにしか思えないと思うんです。それは、この施設の稼働によって長い間凍結していた、聞きますと10年を超えて凍結をされていた市道の計画が再浮上してきたということです。そう考えますと、やはりこの広域のごみ処理計画と連動をして出てきたということにしか思えないんですよね。そういうことから見ると、その点をきっちりと住民に説明をする。しかも、それは詭弁ではなくて、この搬入路なしでいけるんですか、いけないでしょう。私たちが現地に4箇所、再立候補があった時に訪問をしました。それぞれ分かれて現地を見に行った経緯があります。そこで建設推進室長さんは、いまの西清崎のグリーンピアの前あたりから直通の二つの川をまたいで、つまり橋を建設して候補地に行く。そういうルートが必要だということで地図もいただいております。そういう点では、議会に示していないんですよ。この計画道路については、地域協議会のあり方が質問されました。その質問に対して、住民説明会で明らかにしますということだったんですよね。そうしますと、地域の問題、つまり環境問題など話し合う、その地域協議会ですら説明がされ

ないということですから、やはりこの市道の計画は、ずっと水面下に隠れて、そして基本計画の中にも入っていません。方法書の中にも、準備書の中にも入っていないんですよね。そういう点からも、やはり市民に対して、議会に対して、きちんと誠意をもって説明をしていなかったというのが現状ではないでしょうか。

それから、四つ目ですけれども。この④ですけど、審査会が開かれたと。そこで十分なる審議があり、そして動植物についても、また道路についても環境影響評価の対象項目としなくていいというように審議されたと答弁がありました。しかし、審査会を傍聴された人のメールを見ました。そこには、12人の委員のうち、6人が欠席されているんですよね。その6人は、専門的な知識を持った方であります。そういう点でも、十分な意見が出たのか大変疑問だということです。そういう点でも、そういうことを、議論をして新設道路が環境に与える影響はどうかというやつを、前向きに検討する、評価の対象にするというのが当組合の大事な責任だということに思うのですがいかがですか。絶滅危惧種や希少動物の存在があるということも認識をされました。であるならば、なおさら、市道を環境影響評価の対象にすべきだというふうに思います。見解を求めます。

それから、⑦ですけど、これは改変の程度を手加減するという項目に

聞こえます。この点では、改変があるのか、ないのかもコンサルタントに任せる。これはいかななものかというように思います。

それから、要旨2の特性に関してですけれども、道路の点では、林道に限った問題として矮小化して理解をされているようですけれども、荒神山は、大事な、また有効な、そして市民が親しむ観光また憩いの要素として規定をされています。また、そういう位置づけにされていると聞いています。そういうことからみたら、横断をし、そして掘切ないしはトンネルを作らなければならないようなアクセス道路は、これは和解の項目の精神にそぐうのかどうか。これもきっちりとは判断する必要があると思います。

それから、畑氏の指摘でありますけれども、ハザードマップの問題で、西北地に位置していると。つまり、土砂災害警戒区域はそこなんだと。だけでも、テレビ、新聞等で土砂崩れの災害の写真を見ますと、山裾から何十mも下がっていますよね。そして高速道路を押し潰す。その下にある駐車場まできているというのが、つい最近ありました。福島での震度6を超える地震の中の土砂災害でありました。そういう点からみたら、その山裾に隣接し、わずか山と30m、40m離れていないところに土砂は押し寄せる可能性は十分に考えられます。そういう点では、畑氏のこの①の指摘は十分に検討する必要があるのではないかというように思

います。

それから、③ですけれども、いま答弁された内容からみても、基本計画の各市町の独自性を一色で塗りつぶしてしまう危険性があると。つまり、当組合でこの基本計画、ごみの統一性を図ってやれば、いまおそれられているのは彦根市がすすんでプラスチック類を燃やさず、分別するというようになっているのを、4町の住民が分別しないで燃やした方が、楽だというように考えているんですよね。そして、いま現在、分別せずに私も出さずにいません。幸いに平和堂さんが回収を実施しています、プラスチック類、ペットボトル類の回収のボックスがあります。大変多くの方が利用されています。こういう方法は十分とれるんですよ。ですから、基本計画の中でも、その事を市町の独自性ないしは組合がイニシアティブを発揮して、ゴミの分別回収を徹底して地球温暖化防止に貢献をするという立場のメッセージを送っていただきたいと思います。以上です。

○議長（馬場和子さん） 当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第36条の規定により、彦根市議会会議規則第9条の例によって、午前9時から午後5時までであります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） この整備していただくルートにつきまし

ては、審査会におきましても、ごみ処理施設の建設を契機にすることから、ごみ処理施設の整備と関連して環境影響評価をするべきではないかというようなご意見もちょうだいをいたしました。滋賀県の見解としましても、やはり別事業。彦根市の道路整備事業ということから、環境影響評価をするのであれば、彦根市というような判断になるかと思えますけれども、ただ、この延長道路については、彦根市においても道路整備について環境影響評価を実施する必要がないものということを確認されまして、当組合におきましても、この部分も含めた環境影響評価をしていくということは考えておりませんが、先ほど申しました、環境ボランティア団体による独自アセスというようなかたちになるかと思えますけれども、動植物等の調査をしていただきまして、それを基に彦根市の方には、配慮いただくべき事項について取りまとめ、また見解を聞いていくような方向で考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、道路に関する説明会につきましては、彦根市が今後、詳細設計等が済んだ後に、住民の皆様に対して説明会を実施していくものとお聞きしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

あと、改変の部分につきましては、候補地のみ改変していくというようなかたちになりまして、市道の部分を

含めては、考えておりませんので、方法書に書かれているようなかたちで市道の部分については対象としていかない、候補地の改変に係るもののみということで評価をしていくものでございます。

林道の部分についてトンネル掘切ということで、おっしゃっていただきましたけれども、先ほど申しましたとおり、彦根市におかれましては、この林道を分断しないようなかたちで整備を計画していくというふうにお聞きしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

土砂災害の危険箇所につきまして指定されておりますが、こちらにつきましても、先ほど議員がおっしゃっていただいたような、日本全国で起こっているような土砂災害についても、配慮いただいて、新たに指定更新されている部分につきましても、滋賀県が指定されているのが北西の一部、候補地の一部がかかってくる、というようなかたちになっておりますので、山の形状から滋賀県も判断をいただいているものと思っておりますので、現時点では、その部分への施設配置を避ければ対応ができ、影響がないものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

基本計画を統一することで各市町の独自性を欠くというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、容器包装プラスチックを分別されている彦根市に4町が合わせていく

のが良いのか、いまは皆さん現状維持というのが、やはり望まれるところかと思いますが、先ほどからおっしゃっていただいております、畑先生のご意見の中には、この容器包装プラスチックを分別して減容圧縮して排出することで、以前、杉並病というのが東京の方でありましたけども、リサイクルしていくことで杉並病のおそれもあるというようなことも意見書の方にいただいておりますので、その辺も勘案して、今後1市4町で分別の統一を図っていかれるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 西澤議員

○6番（西澤伸明君） あとの回答からいきますと、杉並病の例が出されたけども、誤解をされないようにするので、質問しますけども、畑先生は、元々プラスチック類は最小限つくることをやめるべきだ、縮小すべきだという立場で活動されています。世界で色々問題が起こりますと、飛び歩いて、調べたりされている方です。そういう点でも、圧縮しかないという選択肢ではありません。つまり、作らない方向、世界で展開する大企業などがプラスチックの容器、それからかくはん棒などを木製に変えるということも、いま始まっています。そういう点では、その流れに私たちも支援をしていく、のっていくというのも大事なことでありますので、その見解を改めてお聞きします。

要旨1の⑤・⑥に関わることですけ

ども、独自アセスといわれましたよね。つまりアセスが必要だということは、当組合としても認識されているんですよ。ですから、この道路の新設に従ってアセスは、この正式な環境影響評価の中の項目に入れるというのが大事なことではないでしょうか。その点お聞きします。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員がおっしゃっていただきました、プラスチック類の製造をやめていくべき、もちろんそれができるならば、それが望ましいことだというふうには考えておりますけども、現状、世界的にプラスチックの使用をやめる時期がくるかも分からないということで、現状それを資源化するのか、焼却するのかということについては、各市町、1市4町統一に向けて、これから協議を住民の方も交えてされていくこととなりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

独自アセスのようなものだというふうに申しましたけども、正式に我々が進めております、事業の中に、この動植物調査等を含めてきますと、莫大な費用がかかってくるということになってまいります。当組合としても彦根市としても現状では環境影響評価を実施する必要のないものとされておりまして、莫大な費用をかけるのはどうかというところで、環境ボランティア団体の方で評価をしてい

ってもらおうとしているところでございますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 続いて、2番 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） それでは、一般質問を行います。既に3人の方がいろいろとご質問になってかなり重複する部分がございます。できるだけ、簡潔にご答弁いただきたいと思いません。まず、新ごみ処理施設候補地の決定については、西清崎、原、下西川および竹原の4候補地のうち西清崎のトータルコストが最も低廉であるとの理由で広域行政組合管理者会が西清崎地区を選定し広域議会がそれを承認した経過がございます。しかしながら、その後の経過によりトータルコストが最も低廉との前提が崩れる可能性が強くなり、西清崎地区の地盤改良費および周辺整備費は他の候補地に比べて最も高額になるのではないかと考えられます。念のため付け加えますが、しきりにトータルコストが最も安いから決めたわけではない。他の事情もあったとおっしゃるんですから、その事情は先ほど、土石流の問題もあったし、トータルコストだけでないとおっしゃるなら、それ以外のことについては全て対応できるかのようにおっしゃるので、これがまず一つおかしいと思っております。

もう一点は、トータルコストが最も低いというのは、せいぜい1億や2億の差なら問題にしません。しかし、何

十億も変わってきたらトータルコストが一番大きな問題になるということ念頭に置いてもらいたいと思います。

それでは、さて、候補地におけるボーリング調査の結果、サンドコンパクションパイル工法とかいろいろな意見が出てきているわけです。そこで工法の決定というのは、非常に重要になってくると思います。そこで質問ですが、工法を決定するのは一体誰か、地盤改良費用の総額が明らかになる時期はいつかを明らかにしていただきたいと思いません。それから、たびたび質問に出ていますように住民説明会において荒神山の一部を横切る市道を提案したということで、この市道を提案するに至った経過というのは、よく分からないんですよ。議会できちっと説明されたことも全然ないわけなので、3人の質問者に対して質問されたわけなんですけど、経過についてしっかりと説明していただきたいと思いません。

それから、このような道路計画の具体的な路線とかあるいは工法をトンネルにするとかいろいろありますので、一体いつ明確になるのか明らかにしていただきたいと思いません。

それと、一番重要な問題ですが、この道路計画の現時点における概算見積額これを明らかにしていただきたいと思いません。

このような周辺整備を行ったときにトータルコストが4候補地で最も

低廉という選定の大前提が崩れてしまうと私は思っております。

さらに先ほど、くぎを刺しておきましたけど、トータルコストで選んだんじゃないと、どれほどトータルコストが大きくなるかということが重要なんです。地域住民にとっては、税金で負担しないといけないわけです。ですから、そういう意味で、どれほどの費用がかかってくるのか。4候補地の中で一番高額。何十億も増えるのならしっかりと計算してもらわないといけないわけです。そういう観点で答弁をしていただきたいと思います。

それから、市道と書いていますが、彦根市の負担になるんでしょうか。彦根市民として重要なことなんです。今まであった市道計画ということをおっしゃるけど、あんなところに道路をつくるって、どれだけ交通渋滞が緩和されるのか、逆に山の中を通る道なんです。これから人口が減少するとかいろいろ話があるし、そういうことから考えたときに、やはり車が走っていて、これだけ渋滞していて、ここに道路を作ればどれだけ緩和されるかを説明してもらいたいです。彦根市がどうしても負担しないといけないなら分かるけども、今、その点については市民に説明されておられません。そういう意味で、まず、彦根市が全部負担するのか。それと、先ほどこれから協議することをおっしゃったが、やはり構成している町に負担させる場合、さっきおっしゃったとおり、均等割20%、

人口割80%の割合か分かりませんが、そのような割合でされるのか明確に説明していただきたいと思います。

最後に、一番重要な問題ですけど地盤改良費や周辺整備費の総額が分かって、他の候補地に比べて高額、これ1億2億という話ではないんです。何十億も大きくなったときに地域住民に対して、やはりそれだけの負担増となるわけです。そういうときに、やはり本来のもとに戻ってもう一回4候補地でどこが一番安くつくか考えるべきじゃないかと思うんです。こういう意味で、他の候補地に選定変えするというのを考慮すべきじゃないかと思うんです。そのへんいかがでしょうか。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨1についてお答えします。昨年8月の定例会で議員からの当該内容のご質問に対し、最終的に工法を決定するのは施設整備工事を請け負うプラントメーカーの所掌となる旨をお答えさせていただきました。しかしながら、昨年6月の滋賀県環境影響評価審査会委員の現地視察では、盛土により敷地境界が擁壁となることに対し、圧迫感が懸念されるとのご意見があり、6月と9月に開催された計画段階環境配慮書に対する滋賀県環境影響評価審査会では、景観への配慮に対するご意見を複数ちょうだいしたことから、景観に対する配慮の一つとし

て、当初、造成費用の積算では盛土で嵩上げた敷地境界部分を擁壁としておりますが、圧迫感を軽減するために法面とすることとしました。このことから、法面の下となる部分については、造成工事の段階で地盤改良をすることとなりますが、地盤改良が必要となる部分や工法については、令和3年度に予定している造成実施設計で明らかとなってまいります。また、地盤改良にかかる概算費用の総額についても実施設計で明らかになってまいります。

続きまして、要旨2についてお答えします。建設候補地決定に係る住民説明会では、施設までのアクセス道路について、当組合の案として県道2号線から候補地に至るために宇曾川と安食川に橋を架けるルートをご説明させていただきましたが、参加者からは彦根市の南北幹線道路である県道2号線や市道芹橋彦富線の混雑や安全性、さらに収集車両の増加による交通渋滞の懸念などから、当組合の案以外のアクセス道路の整備についてご要望をいくつかいただきました。いただいたアクセス道路の案につきましては、いずれも当組合が想定していたルートの延長距離よりもかなり長いものとなり、単にごみ処理施設へのアクセスという機能を大きく上回るものでございました。しかしながら、ごみ処理施設の建設に対する周辺地域の皆様のご理解を得るためには、地域住民が要望される道路整備が必要と判

断し、施設整備基本計画では、施設への具体的なアクセスルートは、彦根市の道路整備計画に併せて検討することとしていることから、彦根市とごみ処理施設建設を契機とする市道整備として、住民説明会等でいただいたルート案の中から、市道として整備いただくよう協議を重ねてまいりました。結果、彦根市としては、地域の懸念に対応するため、交通量の分散化による混雑緩和と安全性の確保ができ、また、処理施設へのアクセス性においても最適なルートととして、市道大藪金田線および稲村山農道の計画時および整備時に、南北の両路線を結ぶ幹線市道として構想を持った経緯があり、平成10年に策定された彦根市道路整備プログラムにも位置づけられている当該ルートを、新ごみ処理施設の整備を機に事業化を図ることとされたものでございます。当該計画市道については、昨年10月に開催しました環境影響評価方法書素案に係る住民説明会の場でお示ししましたが、この時の資料および方法書に示す道路の計画線には幅があり、詳細なルートを決められたものではございません。このことから、今後の調査や設計により詳細なルートを決められますが、区間内には荒神山や宇曾川、安食川がありますので、トンネルの検討や橋梁の架設等が必要になるものと考えておられます。なお、具体的な路線や工法については、速やかに地形測量や地盤の調査、詳細設計の前段階である予備設計を

行い決定することを考えておられ、これらの作業には着手後2カ年程度は要することから、明確になる時期は着手から2カ年後を想定しているとお聞きしております。道路計画の現時点における概算見積額については、測量や調査、設計に要する費用、また、事業用地取得に関する費用、そして、トンネルや橋梁等の構造物を含む工事に要する費用総額で、約38億円を見込んでおられるとお聞きしております。

続いて、要旨3についてお答えします。建設候補地の決定については、先の角井議員からの質問に対する答弁でも申しましたとおり、単にトータルコストが低廉となることのみによって現候補地に決定したものではありませんので、コストの増額のみで選定の大前提が崩れるものではないと考えております。

続いて、要旨4についてお答えします。市道整備費の一部は4町にもご負担いただくものと考えておりますが、その場合は、施設供用開始後から施設供用期間内で精算いただくことで考えております。市町の負担割合につきましては、整備にかかる費用の負担となることから、当該市道整備事業年度ごとに最新となる国勢調査人口を基とし、人口割80%、均等割20%でご負担いただくものと考えております。

最後に、要旨5についてお答えします。要旨3の答弁でも申しましたとおり、コストの増額のみで選定の大前提

が崩れるものではないと考えており、現時点において他の候補地への選定替えは考えておりませんので、ご理解願います。

○議長（馬場和子さん） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 候補地の地盤改良については、令和3年という話がでましたが、今年のいつ頃この地盤改良費用の総額が明らかになるのですか。もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

それから、荒神山の一部を横切る市道の問題ですけど、この経過はいろいろ既にお聞きしましたが、私自身長い間市の役職をしていましたが、今までこんな道路を聞いたことないんです。本当にこんな話があったのか。どうも、事業化に至っていなかったということなので、事業化に至っていないようなものは、計画でも何でもないということなんです。そういう意味で、この経緯について説明をもう少し正確にしてもらいたい。これは意見です。お答えはいりません。

次に、このような道路計画で私としては38億円とはじめて聞いた額なんです。この38億円をあとの質問にお答えになったように4町の皆さんにも均等割20%、人口割80%負担していただくということらしいですが、彦根市独自が負担すべき部分と4町にも負担していただく割合が道路の距離によって変わってくるかと思えます。その点についてどのように考えているのか。明確にしておいていただ

きたいと思います。負担割合は4町の皆さんもそういう負担をするという覚悟をしておいていただきたいと思います。

さて、38億円少なくともかかる。地盤改良についても令和3年度中に分かるということらしいんですけど、そうしますとトータルコストから考えると、ずいぶん大きくなるのではないですか。今までの4候補地を選んだときの計算と全く変わってくるじゃないですか。いま答弁された方なりあるいは管理者なりにお尋ねしたいのですが、この金額が全然4候補地を選ぶときの問題には影響を与えないと考えているのですか。それを管理者として答弁していただきたい。彦根市民にとって大変なことなんです。そのへんを明確にしておいていただきたいと思います。ということと、トータルコストだけで決めたのではないとおっしゃるが、このような何十億という費用が増高する金額でもトータルコストだけで決めたくないかと断言をするのはどうかということ。そのへんも明確にしておいていただきたいと思います。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 造成の実施設計業務につきましては来年度、現在進めている基本設計が終わってから実施設計に移りまして、予定では令和3年9月末までが基本設計業務になっておりまして、その後入札等を行いまして、事業者を決めて1年間

の実施設計業務を考えておりますので、実際に分かってくるのは令和4年度の9月頃になってくるのではないかと考えております。市道の距離によって4町の負担する額があるのではないかということですが、先ほど伊藤議員の答弁で申しましたとおり、当初予定しておりました候補地選定委員会で示された道路整備費の額を出してくるのに、案として出されたルートに対して市道整備が行われる時期の工事単価で再度ルート案を試算してその額が当初我々が専用道路として必要となる部分として認めていただいていた額を現在の単価に直した額までは認めていただけると考えておりますので、その試算した額までをこちらの組合で負担する額だと思っておりますので、道路整備がはじまる時期が分かれば試算しなおさせていただきます。

トータルコストにつきまして、現状、造成基本設計を進めていると申しましたが、擁壁を法面にかえたり皆様のご意見を聞きながら変更していく部分もあります。擁壁から法面にかえますと、かなり造成費用を抑えられるということもありますので、今後そのあたりも実施設計の際には、当初と比べて概算費用がどれくらい上がってくるのかお示しできると思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 先ほど建設

推進室長から申しているとおりでございまして、個別の費用がこれから明らかになってくると思います。候補地選定をする際に、最小限のコストを見込んでおりましたけども、候補地を決めてその周辺の皆様との意見交換なり様々なご要望をおり込んでいきますけども、変更はないということでございます。

○議長（馬場和子さん） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 地盤改良については、金額的な面では、工法もまだ決まっていないわけですから、令和4年9月頃には総額が分かるということですね。何か先ほど、擁壁でなくてのり面にすると安くなるとおっしゃったが、私がお尋ねしているのは、擁壁や法面の問題でなく地盤改良の工法です。それがいつ決まるのかと聞いているわけですから、理論を逸らさないでいただきたい。そういう意味で、相当費用が高くなる可能性があるんじゃないかと思います。そういう観点から、もう一度確認しますが、令和4年9月にはそういう工法や地盤改良の総額が明らかになるんですね。それを確認しておきたいと思います。

それから、先ほど38億円という金額がでました。現に西清崎の地区に決めるについて周辺整備が全部で38億という話だった。それが、彦根市の市道をつくるだけで38億ぐらいかかるというのですから、倍ぐらいになるわけですね。それでも、なお、現時点ではこの場所だとおっしゃるんですか。も

う一度明確にしておいてください。市民にとっては、大変なことなんです。

もう一点、これだけ変わってきたのにこの候補地の選定変えはないと今の管理者としては、はっきりとおっしゃるのかどうか。これを明確にしておいていただきたい。こんなことはここで言うべきことでもないかもしれないが、市長選挙を控えて、こういう問題は大きな話になってくるんです。だから聞いておきたいんです。以上です。

○議長（馬場和子さん） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 地盤改良にかかる費用の概算につきましては、こちらが示す最適工法によりまして、どこにするか組合として必要と考える部分については地盤改良の必要となる部分については示すことができますんですけど、最終、最適工法を選んで工事をされるのはプラントメーカーとなりますので、最終的な額をお示しするのはこちらでは、判断できない部分がございますので、ご理解いただきたいと思います。

この地で土砂災害であったり水害につきましても対応策を考えておりますし、費用につきましても全面を地盤改良していくわけではないので、必要な部分だけとなりますと、額的には大きく変わってこないと想定していますが、費用はなるべく抑えていけるよう、基本設計は進めているところがございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 先ほど、お答えしたとおり、変える予定はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場和子さん） 以上で、事前通告のあった質問は終了しましたので、一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

これにて、令和3年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、おつかれ様でございました。

午後 5 時 26 分閉会

会議録署名議員

議 長 馬 場 和 子

議 員 中 野 正 剛

議 員 杉 原 祥 浩

全 員 協 議 会
(2 月 2 4 日)

令和 3 年 2 月 24 日(水曜日)

午後 1 時 59 分開会

午後 2 時 00 分閉会

○議長(馬場和子さん) 皆さん、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今定例会の開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、皆様、改めましてこんにちは。議員各位におかれましては、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。あわせて、日頃から当組合の管理運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを改めてお礼を申し上げます。

さて、今定例会は、令和 2 年度(2020 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)、令和 3 年度(2021 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算、彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例の一部を改正する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例案の議案を提案させていただきますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(馬場和子さん) ありがとうございます。ありがとうございました。